

(3) 風致地区、生産緑地地区等

【現況】

- ・特に良好な自然的要素に富んだ海岸線やその後背地については、その維持、保全のため風致地区となっています。風致地区指定面積は約 904ha で、市域面積の約 3 割に相当します。(図 1-4-5 参照)
- ・防災、良好な景観の形成、国土及び環境保全等の市街化区域内の農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき、市内には約 20.3ha (平成 30 年 11 月現在) の生産緑地地区が定められています。(図 1-4-6 参照)
- ・都市緑地法等の一部改正が平成 29 年に行われ、生産緑地地区の面積要件の引下げや建築規制の緩和のほか、生産緑地の所有者等の意向をもとに、当該生産緑地を特定生産緑地として指定できることになりました。
- ・また、良好な自然環境を保全するため、2つの近郊緑地保全区域と、3つの自然環境保全地域が定められています。市内中心部には、首都圏でも稀有な、集水域の森林から河川、湿地、干潟、海までが一体的に自然状態で残る樹林地「小網代の森」が広がっており、近郊緑地特別保全地区に指定されています。

【課題】

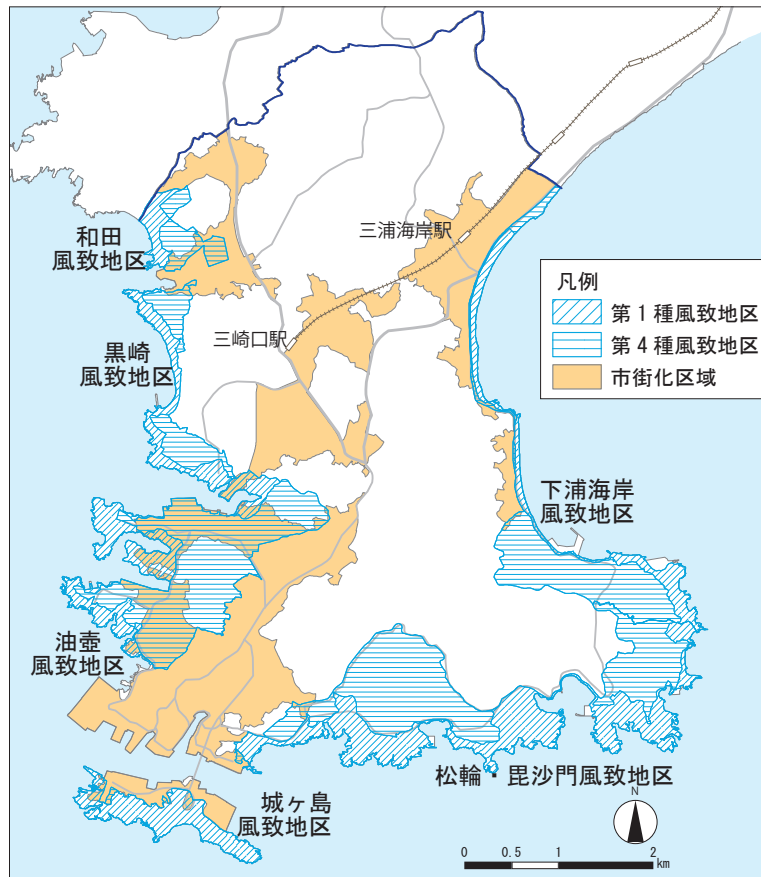
- ・豊かな緑や海岸線を中心とした自然環境を適切に確保していくために、風致地区や近郊緑地保全区域及び自然環境保全地域については、適切に保全を図ることが必要になっています。
- ・生産緑地地区は、将来にわたり保全することが適当な農地であり、農業経営の安定化が生産緑地の保全に資することを踏まえ、都市農業振興施策と十分連携し、生産緑地制度の運用を行うことが必要になっています。



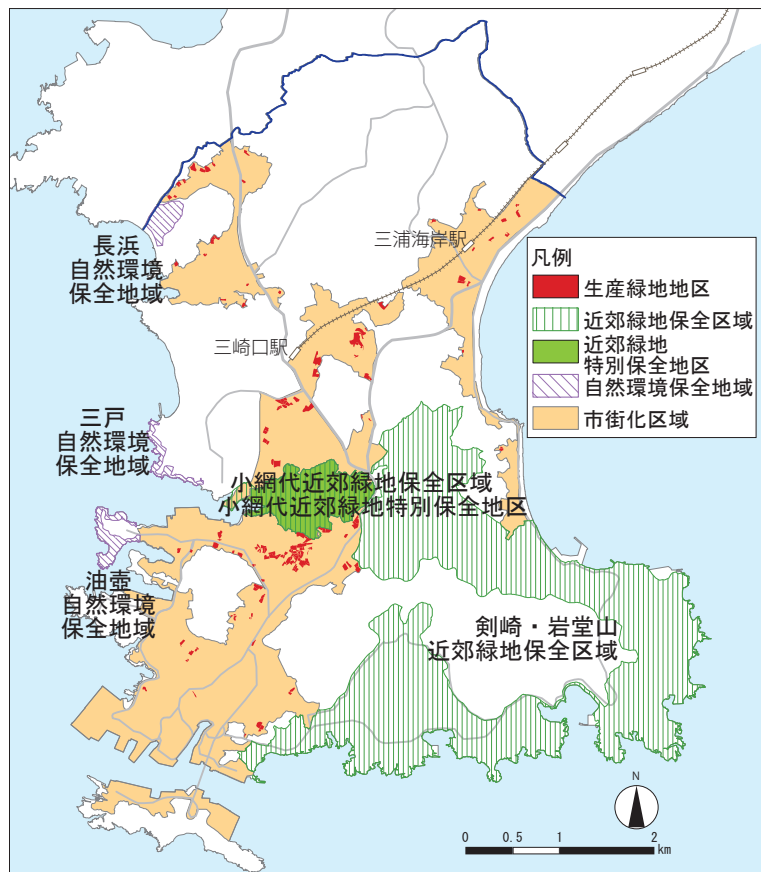
城ヶ島風致地区



小網代近郊緑地特別保全地区



■図 1-4-5 風致地区



■図 1-4-6 生産緑地地区等の現況

5. 都市基盤

(1) 道路

【現況】

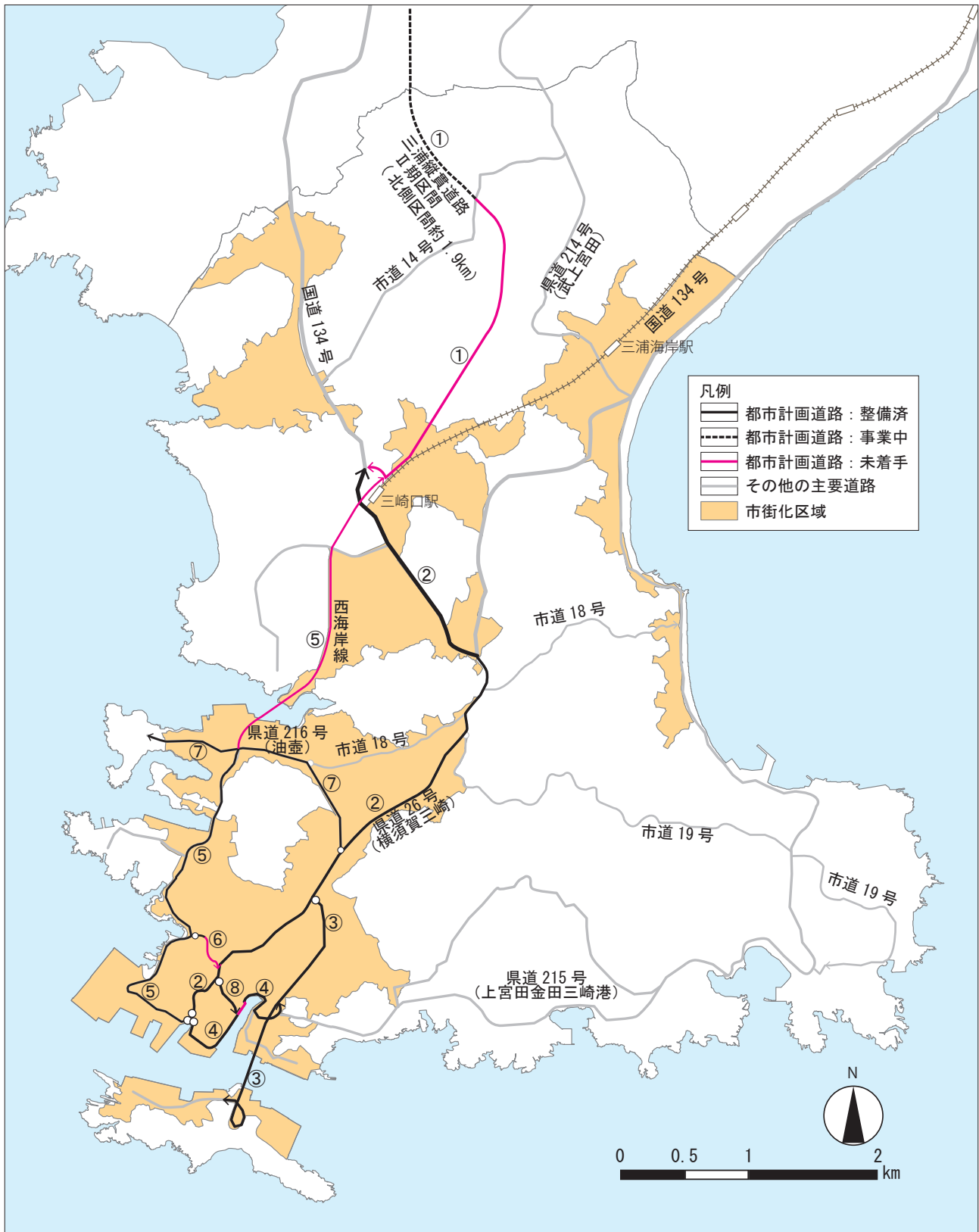
- ・市内には、国道 134 号、県道 26 号（横須賀三崎）及び都市計画道路西海岸線の整備済区間（市道 35 号）といった主要幹線道路があります。
- ・県事業の三浦縦貫道路Ⅱ期区間（北側区間 約 1.9km）は令和元年度供用開始の予定で整備が進められています。
- ・また、県道 214 号（武上宮田）、県道 215 号（上宮田金田三崎港）、県道 216 号（油壺）及び市道 14 号といった幹線道路があります。
- ・更に、主要幹線道路や幹線道路の補完機能を担う、市道 18 号や市道 19 号といった補助幹線道路があります。
- ・社会情勢等をふまえて都市計画道路の見直しが行われ、市内には現在 8 路線の都市計画道路が定められています。バス停車区間の整備や一部の拡幅を除き、概ね整備されている状況です。（表 1-5-1、図 1-5-1 参照）
- ・平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査によると、国道 134 号の下宮田交差点付近、県道 26 号（横須賀三崎線）の油壺入口交差点付近の混雑度が高くなっており、土日祝日などには混雑が発生する時間帯があります。
- ・道路や橋梁の老朽化が進んでいますが、順次、長寿命化修繕計画を策定して修繕工事等を行っています。

【課題】

- ・主要幹線道路であり災害時の緊急輸送路である三浦縦貫道路Ⅱ期区間・都市計画道路西海岸線については、その未整備区間の早期事業着手が求められています。
- ・県道 26 号（横須賀三崎線）の渋滞解消を目指し、バス停車区間の設置用地を確保するための取組が必要となっています。
- ・県道 215 号（上宮田金田三崎港）の宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までのほか、幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど交通安全上危険な箇所への対応が必要です。
- ・橋梁や舗装について、引き続き長寿命化修繕計画に基づく維持管理が必要です。

■表 1-5-1 都市計画道路（平成 31 年 3 月現在）

	名称	決定者	延長 (m)	代表幅員 (m)	都市計画決定年月日		整備状況 (m)		
					当初	最終	整備済	事業中	未着手
①	3・4・1 号三浦縦貫道路	県	3,680	16	H6.6.17	H6.6.17		1,000	2,680
②	3・5・1 号横須賀三崎線	県	5,620	12	S14.11.28	H24.8.31	5,620		
③	3・5・2 号城ヶ島線	市	2,420	15	S32.12.7	H2.12.1	2,420		
④	3・5・3 号三崎向ヶ崎線	県	1,350	12	S14.11.28	H24.8.31	1,240		110
⑤	3・6・1 号西海岸線	市	5,660	11	S38.1.22	H13.11.20	2,790		2,870
⑥	3・6・2 号海外東岡線	市	400	8	S38.1.22	S51.7.23	120		280
⑦	3・6・4 号油壺線	県	2,100	8	S32.12.7	H24.8.31	2,100		
⑧	3・6・9 号東岡日ノ出線	市	330	8	S32.12.7	S51.7.23	330		



■図 1-5-1 都市計画道路の整備状況

(2) 公共交通

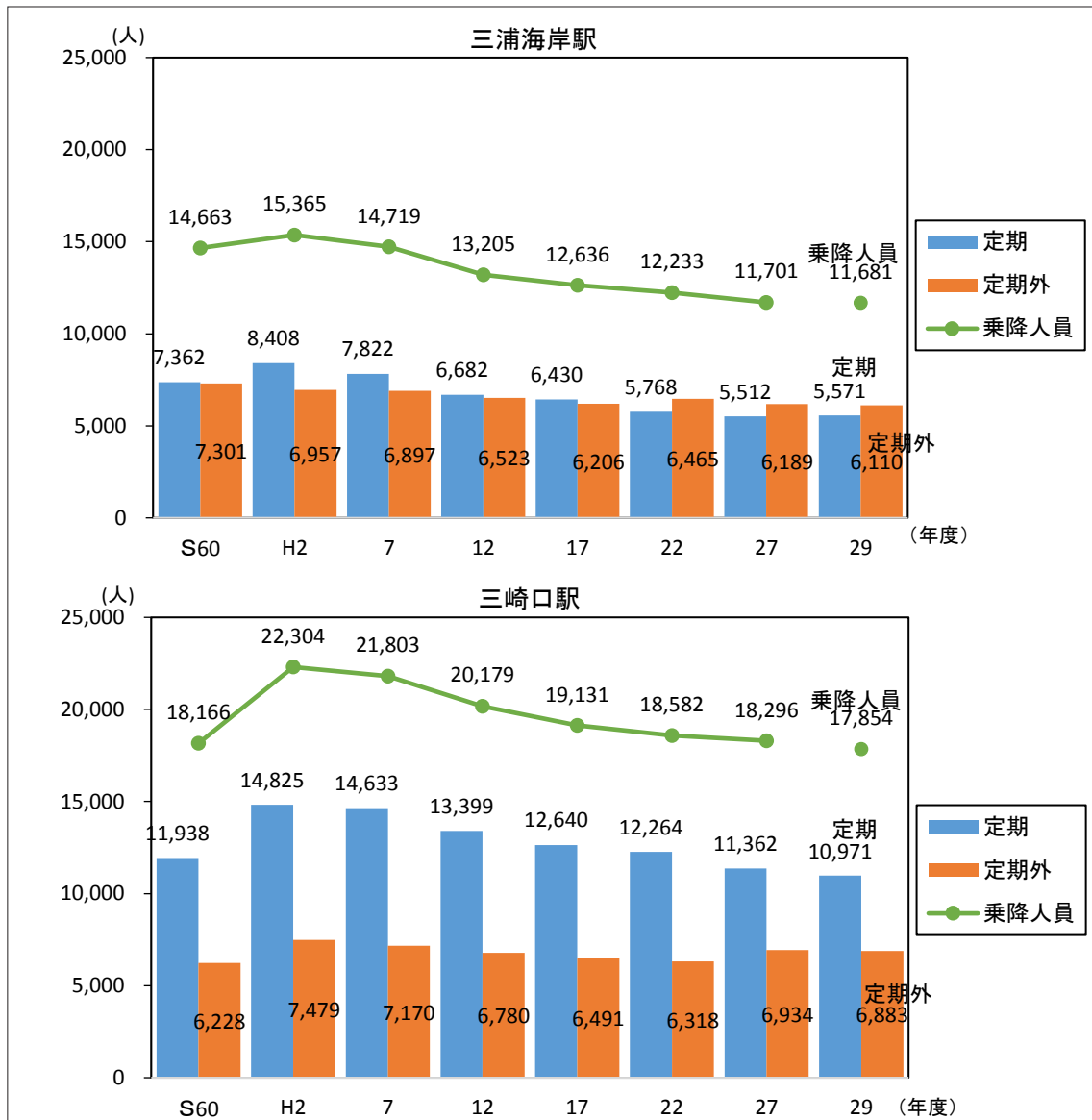
① 鉄道

【現況】

- ・市内には、京急久里浜線の三浦海岸駅と三崎口駅があり、平成29年度の一日平均乗降人員は、それぞれ、11,681人（三浦海岸駅）、17,854人（三崎口駅）となっています。近年は、観光客などの定期外利用者の割合が増加傾向となっています。（図1-5-2 参照）

【課題】

- ・京急の路線延伸計画については凍結されていますが、三浦市の交通条件の改善のため、今後も粘り強く取り組んでいくことが必要になっています。



出典：三浦市統計書

■ 図 1-5-2 1日平均乗降人員の推移

②バス交通

【現況】

- ・市内には、三浦海岸駅と三崎口駅を拠点に、主要幹線道路を通り、三崎下町（三崎港バス停）等を結ぶバス路線（ルート）があります。
- ・バスの運行本数と鉄道駅を考慮すると、三浦市の北部と三崎地区で公共交通が充実しているといえます。三戸海岸、諸磯、三浦市立病院周辺、南下浦町南部など、バスの本数が少なく、交通利便性が低い地域があります。（図 1-5-3 参照）
- ・一方で、観光客への対応として新たなバスルートやルートの延伸などが行われています。また、病院や店舗が運行するバスにより、路線バスの運行を補完しています。

【課題】

- ・鉄道との接続の円滑化、市立病院など生活関連主要施設への運行等における公共交通の利便性の向上が求められています。
- ・三浦市の西側、南側の海岸沿いは、観光資源が多数あり、散策ルートにもなっていますが、公共交通がとぼしく、アクセスの向上が求められています。

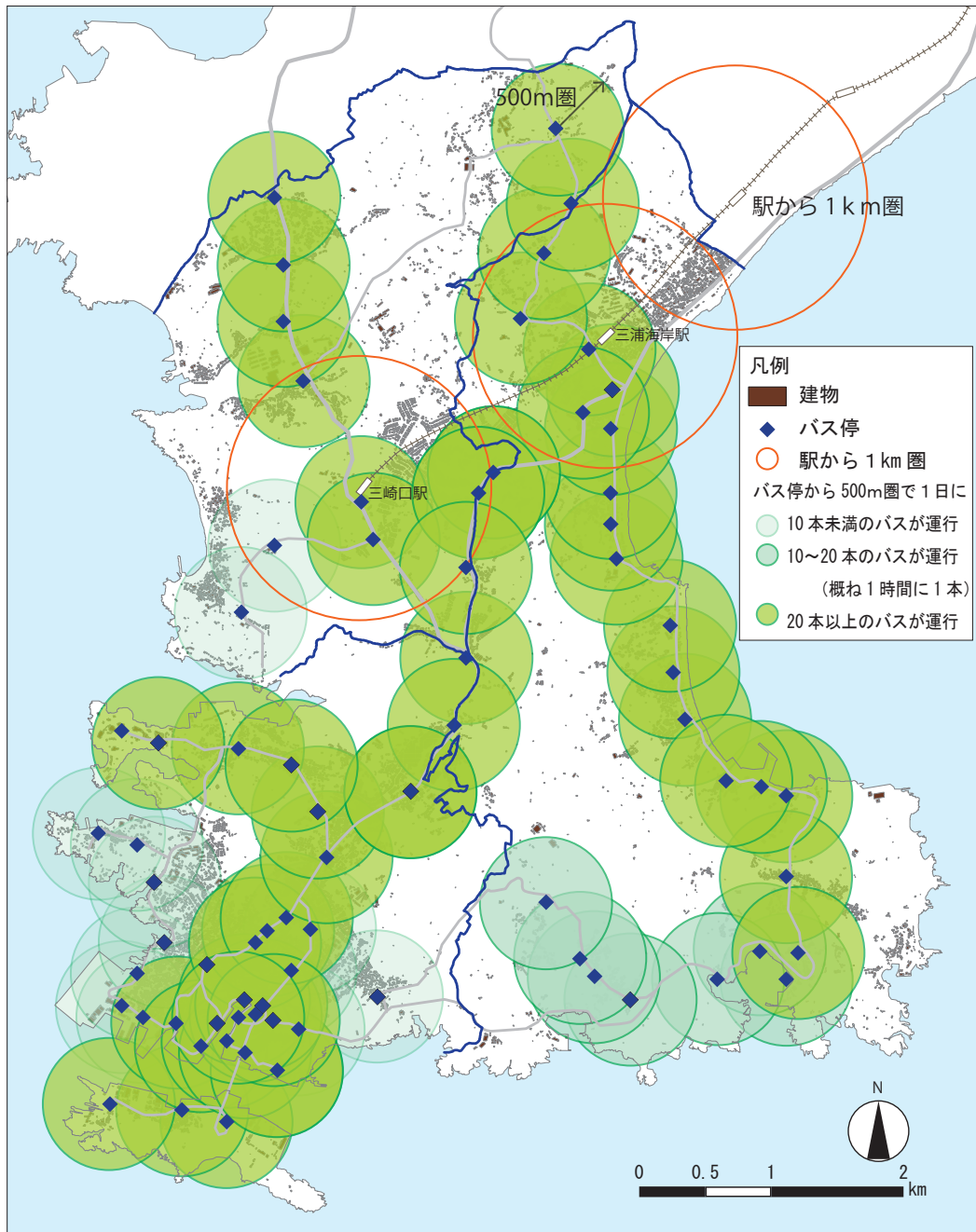
③交通結節点

【現況】

- ・主要な交通結節点として、引橋、三浦海岸駅、三崎口駅、三崎公園（三崎港ロータリー）があります。
- ・市内各地域をつなぐ引橋は、中心的な市街地の整備にあわせて道路整備が行われています。
- ・三浦海岸駅及び三崎口駅には駅前広場があり、バスやタクシー及び一般車が乗り入れています。スペースが十分でない等の理由から、渋滞やトラブルが発生することがあります。
- ・三崎公園（三崎港ロータリー）は、市内中心部と三崎漁港や下町商店街などを結ぶ位置にあり、交番やバス待合所などが備えられていますが、交差点の形状や歩行者の動線などから、安全で円滑な機能を十分に発揮していません。

【課題】

- ・三浦海岸駅前広場及び三崎口駅前広場共に、スペースや機能性に加え、接続する道路（交差点形状ほか）等について、早期の改善が必要となっています。
- ・三崎公園（三崎港ロータリー）は、交通結節点としての安全性と機能性を向上させるため、具体化に向けては漁港区域に隣接していることや交通管理上の制約を踏まえ、県など複数の関係者での合意が必要となっています。



出典：京浜急行バス 路線図・時刻表（平成 29 年 5 月）より作成

○空白地域の捉え方

駅やバス停から一定の距離を越えた地域が、地域公共交通の空白地域になります。都市と地方では、この「一定の距離」の捉え方にも幅が見られます。交通機関が充実している都市では、駅からは半径 500 m 以上、バス停から半径 300 m 以上が空白地域として捉えられていることが多いようですが、地方では、駅から半径 1000 m 以上、バス停から半径 500 m 以上を空白地域と捉える場合も見られます。地形の高低差や住民の意識なども考慮し、徒歩での利用が敬遠される距離を基準とするべきです。

出典：「地域公共交通づくりハンドブック」国土交通省自動車交通局旅客課より

■図 1-5-3 公共交通空白地域

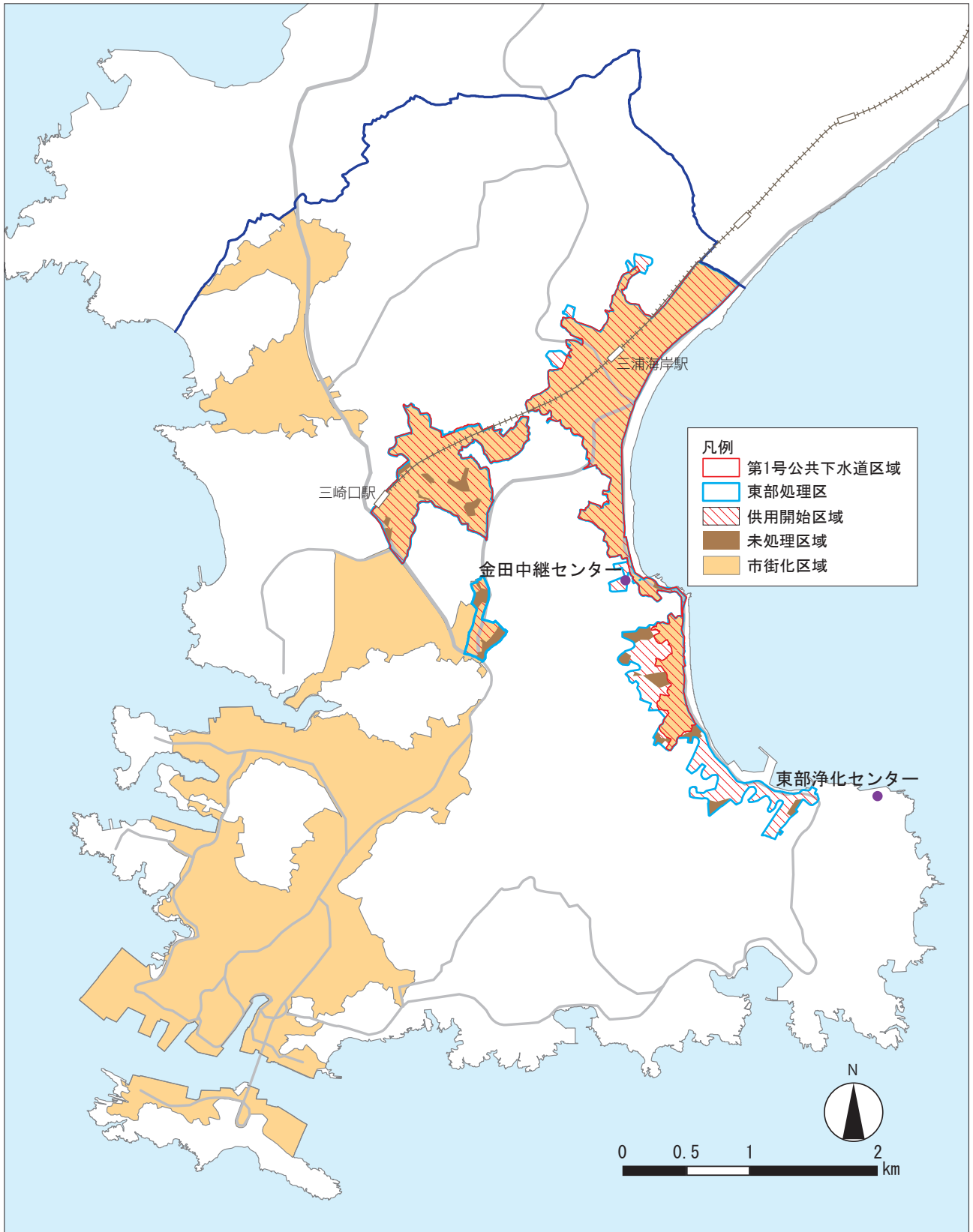
(3) 下水道

【現況】

- ・市内には、都市計画下水道として、第1号公共下水道区域（約189ha；全て市街化区域）、下水処理場（東部浄化センター）及び下水ポンプ場（金田中継センター）が定められています。
- ・この区域（約189ha）に隣接する市街化調整区域（約46ha）を加えた約235haの区域が、東部処理区（下水道法に基づく事業計画区域）となっており、その91.2%が、整備済（供用開始済）です。（図1-5-4参照）
- ・三浦市の下水道普及率（人口普及率）は、平成31年3月末現在、約34.4%です。
- ・三浦市は、市街化区域が分散し、起伏のある地形のため、他都市に比べ事業費が割高となり、厳しい財政状況もあって、市街化区域のうち西部処理区（初声町下宮田、入江、和田を含む一団の市街化区域）、南部処理区（引橋交差点以南の一団の市街化区域）は未着手地域となっています。
- ・このため未着手地域では生活排水をそれぞれ個別に処理しています。汲取り便槽や単独処理浄化槽の場合、生活排水が、直接水路や道路側溝へ流され、周辺海域の水質汚濁や悪臭の原因となるおそれがあります。早期の改善を目指し「西部処理区・南部処理区排水処理方針」が平成30年度に策定され、西部処理区単独での事業着手を目指すことになりました。
- ・「三浦市公共下水道事業計画」の処理区域となっていない区域では、合併処理浄化槽設置の補助制度があります。
- ・公共下水道事業の運営を更に効率化するため、新たな運営方式の検討を行っています。

【課題】

- ・西部処理区については、令和7年度の事業着手を目指し、より具体的な検討が必要になっています。
- ・当面事業着手が困難な南部処理区では、合併処理浄化槽設置の補助について拡充の検討が必要になっています。
- ・南部処理区の一部や、一団の大規模開発が行われる区域を東部処理区へ取り込むことが、東部処理区の効率的な経営に寄与する可能性があるため、具体的な検討が必要です。



■ 図 1-5-4 下水道の現況

(4) その他

ア 都市公園

【現況】

- ・市内には、64箇所都市公園があり、このうち、城ヶ島公園等を含めた7箇所が都市計画公園として定められているほか、運動公園としての三浦スポーツ公園や近隣公園としての小松ヶ池公園等があります。(表1-5-2、図1-5-5参照)
- ・これらの公園は、市民のレクリエーションの場や自然環境の保全とともに、防災上重要な役割も担っています。

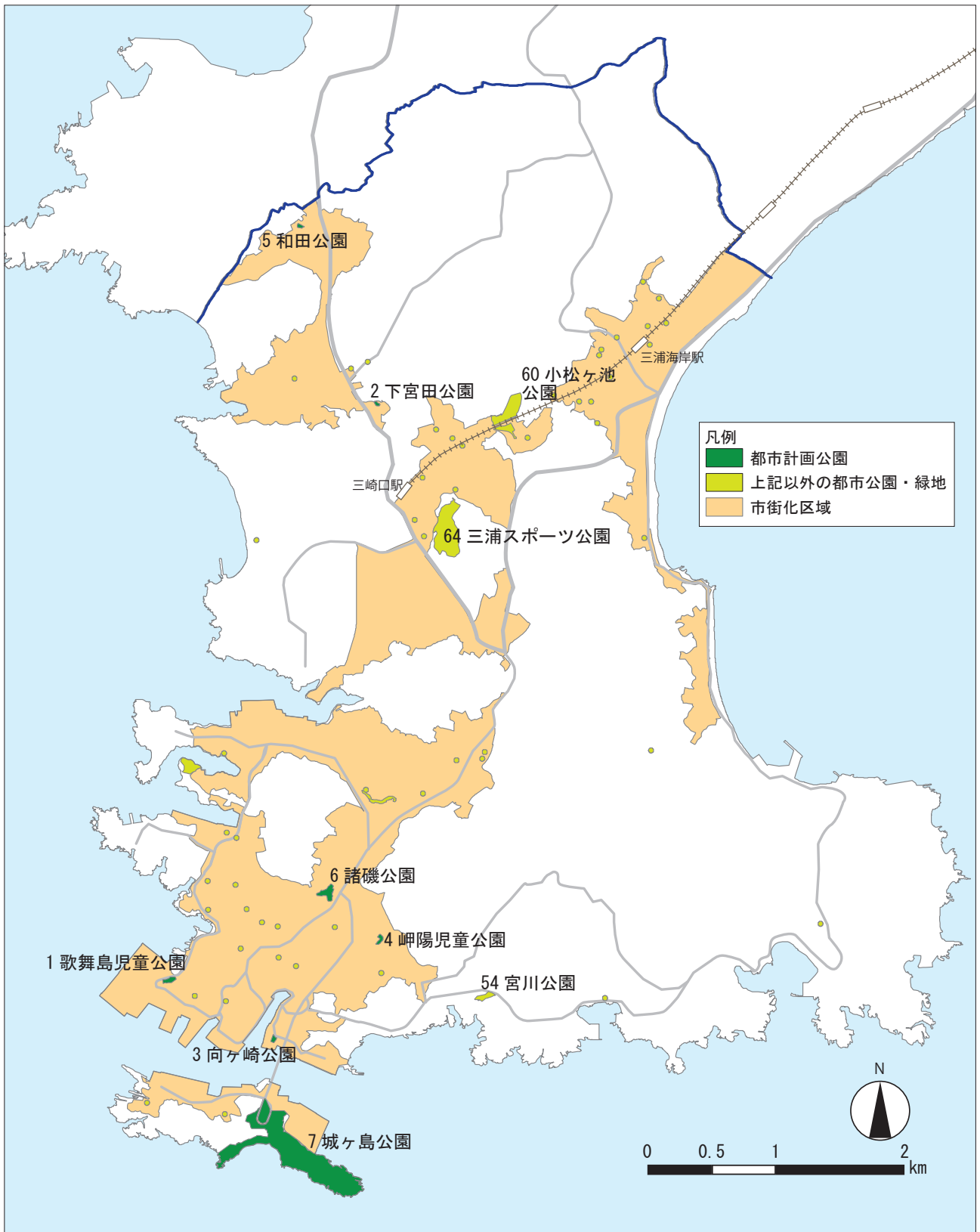
【課題】

- ・未整備の都市公園や都市公園の維持管理については、本市の財政事情を踏まえた対応策が必要になっています。
- ・公園施設の老朽化に対し、長寿命化修繕計画を策定するとともに、市民と協働して、適宜、点検補修を行っていくことが必要になっています。

■表 1-5-2 都市公園 (平成31年4月現在)

※都市計画公園(1~7)の面積については都市計画決定されたもので、供用面積ではありません。

	名称	種別	面積		名称	種別	面積
1	歌舞島児童公園	街区公園	約0.27ha	33	堂ヶ谷西公園	街区公園	約0.05ha
2	下宮田公園	街区公園	約0.12ha	34	根辺ヶ谷戸公園	街区公園	約0.09ha
3	向ヶ崎公園	街区公園	約0.15ha	35	東岡公園	街区公園	約0.21ha
4	岬陽児童公園	街区公園	約0.24ha	36	杏形公園	街区公園	約1.02ha
5	和田公園	街区公園	約0.12ha	37	馬場公園	街区公園	約0.07ha
6	諸磯公園	街区公園	約0.77ha	38	丸山公園	街区公園	約0.12ha
7	城ヶ島公園(県決定)	風致公園	約20.83ha	39	入江公園	街区公園	約0.30ha
8	栄児童公園	街区公園	約0.45ha	40	白須児童公園	街区公園	約0.18ha
9	下宮田児童公園	街区公園	約0.13ha	41	飯盛公園	街区公園	約0.16ha
10	城ヶ島児童公園	街区公園	約0.04ha	42	天神町公園	街区公園	約0.15ha
11	馬宮児童公園	街区公園	約0.12ha	43	丸畑公園	街区公園	約0.51ha
12	宮城児童公園	街区公園	約0.05ha	44	大宝院公園	街区公園	約0.24ha
13	天神堂児童公園	街区公園	約0.07ha	45	郷戸公園	街区公園	約0.07ha
14	菊名児童公園	街区公園	約0.02ha	46	入江第二公園	街区公園	約0.03ha
15	海南児童公園	街区公園	約0.08ha	47	城ヶ島灯台公園	街区公園	約0.11ha
16	三戸児童公園	街区公園	約0.05ha	48	飯盛仲田公園	街区公園	約0.18ha
17	毘沙門児童公園	街区公園	約0.15ha	49	飯盛調整池公園	街区公園	約0.23ha
18	女堰公園	街区公園	約0.05ha	50	木ノ間公園	街区公園	約0.03ha
19	城山児童公園	街区公園	約0.04ha	51	岬坂公園	街区公園	約0.05ha
20	水深公園	街区公園	約0.13ha	52	上宮田団地第一公園	街区公園	約0.06ha
21	石作公園	街区公園	約0.16ha	53	柿ヶ作公園	街区公園	約0.25ha
22	上宮田公園	街区公園	約0.10ha	54	宮川公園	街区公園	約0.64ha
23	島廻り公園	街区公園	約0.24ha	55	柿ヶ作第二公園	街区公園	約0.09ha
24	赤坂公園	街区公園	約0.05ha	56	丸山台公園	街区公園	約0.05ha
25	芝原公園	街区公園	約0.04ha	57	松輪公園	街区公園	約0.13ha
26	金原公園	街区公園	約0.04ha	58	諸磯第二公園	街区公園	約0.05ha
27	青木田公園	街区公園	約0.27ha	59	柿ヶ作第三公園	街区公園	約0.05ha
28	尾上中央公園	街区公園	約0.46ha	60	小松ヶ池公園	近隣公園	約3.69ha
29	尾上台公園	街区公園	約0.17ha	61	油壺公園	風致公園	約0.24ha
30	屋志倉北公園	街区公園	約0.17ha	62	郷戸緑地	都市緑地	約0.64ha
31	屋志倉南公園	街区公園	約0.15ha	63	名向崎緑地	都市緑地	約1.18ha
32	堂ヶ谷東公園	街区公園	約0.13ha	64	三浦スポーツ公園(潮風スポーツ公園)	運動公園	約8.16ha



■ 図 1-5-5 都市公園の位置図

イ 汚物処理場等

【現況】

(ア) 汚物処理場

- ・し尿・浄化槽汚泥と農水産物残渣及び公共下水道汚泥等処理する三浦バイオマスセンターが平成22年11月から稼働しています。(表1-5-3、図1-5-6参照)

(イ) ごみ処理場

- ・市内には、三浦市清掃工場、最終処分場、清掃事業所が整備されています。(表1-5-4、図1-5-6参照) 今後も安定したごみ処理を行うため、三浦市と横須賀市は、お互いに協力してごみを広域処理する「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」を平成20年度に策定しました。
- ・この「広域化基本計画」に基づき、横須賀市は可燃ごみを処理する焼却施設及び粗大ごみと不燃ごみを処理する不燃ごみ等選別施設を、三浦市は横須賀市が整備する不燃ごみ等選別施設から出る不燃性残さを処理する最終処分場を整備し、令和2年に稼働する予定です。

【課題】

[汚物処理場]

- ・現在使用していない旧三浦市し尿処理場（衛生センター）については、都市計画の変更（廃止）や、施設の解体を含めた用地の活用について検討が必要になっています。

[ごみ処理場]

- ・市民の協力により、引き続きごみの減量化・資源化に努めていくことが必要になっています。
- ・横須賀市へ搬送する可燃ごみ等の積み替えや資源物のストックヤードの老朽化に対処するため、中継施設等としての施設改修や機能整備が必要になっています。

■表 1-5-3 都市計画汚物処理場（平成31年3月現在）

名称	位置	面積
三浦市汚泥再生処理場 (三浦バイオマスセンター)	三浦市南下浦町毘沙門字大乘谷地内	約45,900㎡

■表 1-5-4 都市計画ごみ処理場（平成31年3月現在）

名称	位置	面積
三浦市清掃工場（環境センター）	三浦市南下浦町毘沙門字岩堂地内	約1.1ha

ウ 市場

【現況】

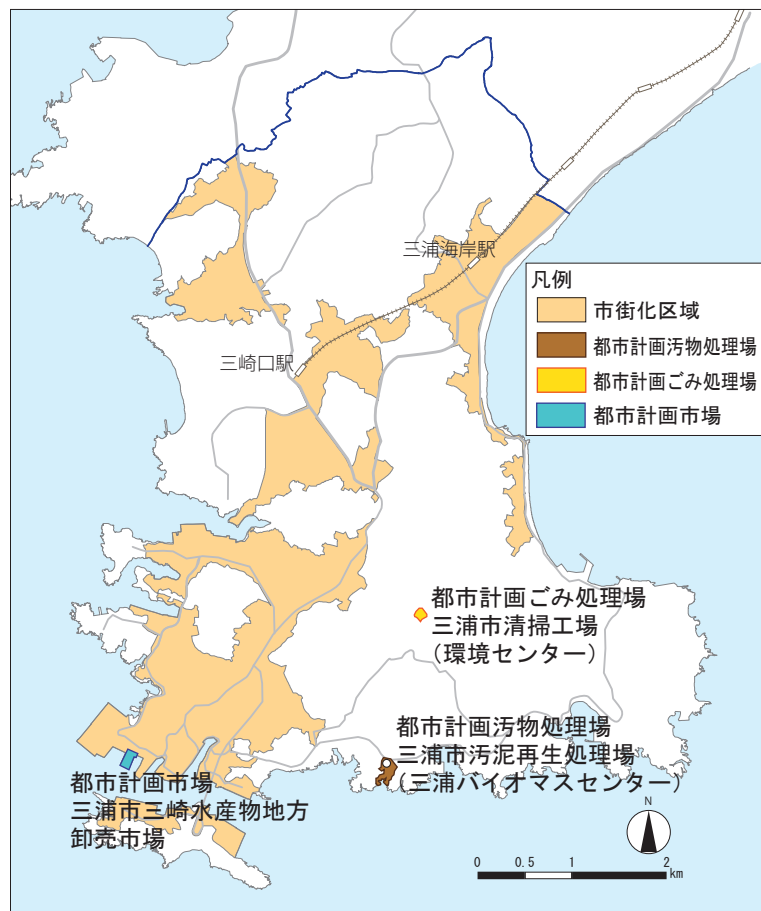
- ・高度衛生管理された低温卸売市場が、平成30年4月から稼働しており、既存の卸売市場等についても高度衛生管理化に対応した改修が平成30年度～令和3年度に実施されます。(表1-5-5、図1-5-6参照)

【課題】

- ・市場の施設整備を契機として、漁獲から市場・加工までの一貫した衛生管理体制を築き、衛生・品質管理を徹底していくことで、地域ブランドの確立や取扱品目の価値向上を実現することが求められています。

■表 1-5-5 都市計画市場 (平成31年3月現在)

名称	位置	面積
三浦市三崎水産物地方卸売市場	三浦市三崎五丁目	17,700㎡



■図 1-5-6 都市計画汚物処理場等の位置図

エ 公共施設等総合管理計画

【現況】

- ・市街地の拡大に伴って公共施設も整備されてきましたが、人口減少等の社会情勢の変化を背景に、公共施設の適切な維持管理や施設保有量の最適化を目指し、「三浦市公共施設等総合管理計画」が平成28年度に策定されました。(表1-5-6参照)

【課題】

- ・公共施設の老朽化が進んでおり、中でも社会教育施設や公営住宅の老朽化は深刻です。厳しい財政状況の中でも可能な対応策が必要になっています。また、公共施設の統廃合や建物縮小を検討していく際には、土地の処分や活用方策の検討が必要になっています。

■表 1-5-6 普通会計施設の概況（平成28年3月現在）

会計名	大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	老朽化度 (%)	
普通会計	市民文化系施設	集会施設	公民館	2	1,983	71.0	
		文化施設	文化会館	1	1,183	29.8	
	社会教育系施設	図書館	図書館	3	443	81.8	
		その他社会教育系施設	その他社会教育系施設	3	1,153	300.2	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	1	6,064	44.1	
			プール	1	143		
		レクリエーション施設・観光施設	レクリエーション施設	観光インフォメーションセンター	1	231	163.0
			観光施設	駐車場	1	57	
	産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館	1	977	67.1	
			海業センター	1	243		
	学校教育系施設	学校	小学校	8	41,019	79.5	
			中学校	3	20,184		
	保健・福祉施設	その他教育施設	給食センター	2	1,484	117.1	
			高齢福祉施設	高齢者福祉施設等	1	1,240	68.0
			障害福祉施設	障害福祉施設等	1	1,390	63.2
			児童福祉施設	児童館	1	189	158.2
	地域福祉事業所	1	68				
	行政系施設	庁舎等	庁舎	5	5,785	88.7	
			消防施設	消防署	1	768	88.8
		その他行政系施設	分署・消防団詰所	9	917		
			倉庫	3	858	86.5	
	公営住宅	公営住宅	市営住宅	3	4,990		216.1
			公営住宅附属施設	1	44		
公園	公園	スポーツ施設	2	838	27.2		
		その他公園施設	61	206			
供給処理施設	供給処理施設	供給処理施設	7	6,759	69.0		
その他	その他	火葬場	1	345	106.6		
		公衆便所	22	577			
		その他	13	18,851			
		自転車等駐車場	4	88			
合計				166	119,107	-	

※老朽化度とは各類型における老朽化の度合いを指します。

計算式：経過年数 ÷ 耐用年数 = 1 棟毎老朽化度

(A 棟延床面積 × A 棟老朽化度 + B 棟延床面積 × B 棟老朽化度 + C 棟…) ÷ 中分類延床面積合計 = 中分類毎老朽化度

出典：三浦市公共施設等総合管理計画

6. 防災

【現況】

- ・三浦市は三方を海で囲まれているため、津波や高潮の被害を受けやすくなっており、神奈川県による防潮堤等の海岸保全施設の整備が行われています。
- ・東日本大震災以降、津波が発生したときには、高台へ避難することが最も重要になるという視点を持ち、市内の主な地点に避難する際の目安となる標高表示を行うほか、津波避難ビルの指定、津波ハザードマップの作成（図 1-6-1 参照）、津波避難訓練の実施等を進めています。
- ・また3つのプレート（フィリピン海プレート、太平洋プレート、北米プレート）が錯綜する地域にあり、市内には、2つの活断層（引橋断層、南下浦断層）があります。
- ・市内には、42箇所急傾斜地崩壊危険区域が定められており、その8割で対策工事が行われています。（図 1-6-2 参照）
- ・立地・地形特性から自然災害の危険性を十分に認識しなければならないため、ハザードマップの作成など、市民への普及啓発活動を行っています。
- ・三崎漁港は耐震岸壁を備えた漁港で、災害時における物資拠点として、陸路及び海路の輸送の拠点となります。
- ・「みなとまち」として歴史ある三崎下町など、市内には老朽化した木造建物が多数立地した密集市街地があります。このため三崎下町では準防火地域が定められています。
- ・屋外タンク貯蔵所や給油取扱所等の危険物施設は、市内に95施設で減少してきています。
- ・平成21年以降、津波による直接的な被害は、東日本大震災を含めて確認されていません。一方で、大雨や暴風に伴う倒木や土砂流入等による被害は毎年発生しており、特に平成21年台風第18号及び平成29年台風第21号発生時には、大雨や暴風に加え、高波・高潮に伴う浸水等により、市内各所において多くの被害を受けました。

【課題】

- ・東日本大震災を契機に津波への対応が求められており、防災施設の再点検をすすめるとともに、避難の視点等を踏まえたまちづくりを進めるなどの「減災」の視点にたった対策が必要になっています。
- ・丘陵が多い地形から、土砂災害警戒区域は市内全域に幅広く分布している状況にあり慎重な土地利用が求められます。
- ・強風時等の倒木や斜面土の流出を防ぐため、私有林の適切な管理が求められています。
- ・自然災害の危険性を市民へ周知徹底するとともに、観光客などの来訪者への対応も求められます。

- ・三浦市の道路交通は、国道134号と県道26号への依存が大きく、災害時にこれらの道路で被害が出ると孤立状態になる可能性があります。これらの代替路線としても、三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期事業着手が求められています。
- ・三崎漁港は、主要な水揚げ岸壁などの耐震強化を進めています。災害時における周辺の活用方策の検討を進めることが必要になっています。
- ・密集市街地は、火災発生時における延焼の危険性が高いことから、安全性を高める具体的な方策を早く示すことが必要となっています。特に、三崎下町では、建築物が密集し、狭い路地が入り組んでおり、老朽化した家屋の建替えが困難な状況であるため、改善が求められています。
- ・準防火地域の拡大に係る検討が必要になっています。